Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和7年11月21日 物流・自動車局貨物流通事業課

違法な「白トラ」への規制が来年4月1日から強化されます

~「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」等を閣議決定~

本年6月に公布された「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」(令和7年法律第60号。以下「改正法」という。)のうち、違法な白トラに係る荷主等への規制や委託次数の制限等に関する規定の施行期日を、令和8年4月1日と定める政令等が、本日閣議決定されました。

1. 背景

改正法の一部の規定については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされているところ、今般、その施行期日を定めるとともに、施行に伴い必要な規定の整備を行います。

2. 概要

- (1) 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 改正法のうち下記事項について、令和8年4月1日より施行することとします。
 - ①違法な白トラの利用に係る荷主等への規制
 - O 荷主等が、白ナンバーのトラックで有償貨物運送を行う者(以下「違法な白トラ事業者」という。)に運送委託を行った場合に、新たに処罰の対象となります。
 - 〇 荷主等が、違法な白トラ事業者に運送を委託している等の疑いがある場合には、国土交通大臣から当該荷主等に要請等を行うことができます。

②委託次数の制限

〇 貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者に対して、再委託の回数 を2回以内までとする努力義務が課されます。

③貨物利用運送事業者への書面交付義務等の準用

O 現行では貨物自動車運送事業者にのみ課されている運送契約締結時の書 面交付義務等の規定が、貨物利用運送事業者にも新たに課されます。

(2) 貨物自動車運送事業法施行令の一部を改正する政令

〇 (1)③に関する荷主·運送事業者間での調整を電磁的方法で行うための手続に係る規定を、貨物利用運送事業者にも準用します。

3. スケジュール

公 布: 令和7年11月27日(木) 施 行: 令和8年4月1日(水)

【お問い合わせ先】

物流・自動車局貨物流通事業課 宮浦、佐々木

連絡先: 03-5253-8111 (内線 41-324) 、03-5253-8575 (直通)

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和七年法律第六十号)附則第一条第二 号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和七年法律第六十号)附則第一条第二号の規定

に基づき、この政令を制定する。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、 令和八年四月

一日とする。

(傍線部分は、今回施行期日を定める分)

第一 貨物自動車運送事業法の一部改正

(改正法第一条関係)

健全化措置及び実運送体制管理簿に関する規定等の拡充に関する事項

書面の交付に係る規定等における真荷主の範囲の適正化

(第十二条及び第二十四条の五関係)

1

現行法において貨物利用運送事業者が真荷主として扱われる場合について、 貨物利用運送事業者が

元請として扱われるよう、 真荷主の範囲を適正化すること。

2 真荷主から引き受けた貨物の運送に係る二以上の段階にわたる委託の制限

(新第二十三条の四関係)

般貨物自動車運送事業者は、 真荷主から引き受けた貨物の運送について他の貨物自動車運送事業

者の行う運送を利用するときは、 当該貨物の運送について当該他の貨物自動車運送事業者からの二以

上の段階にわたる委託を制限するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

3 準用対象の追加

(第三十五条、 第三十六条、第三十七条及び第三十七条の二関係)

特定貨物自動車運送事業者 貨物軽自動車運送事業者 第一種貨物利用運送事業者及び第二種貨物

利用運送事業者に健全化措置及び実運送体制管理簿に関する規定を準用するため、 必要な規定の整備

を行うこと。

無許可等で貨物自動車運送事業を経営する者に貨物の運送を委託する者等への対処に関する事項

1 無許可等で貨物自動車運送事業を経営する者への貨物の運送の委託の禁止

(新第六十五条の二及び第七十五条新第十四号関係)

(1) 何人も、 次のいずれかに該当する者に貨物の運送を委託してはならないこと。

1 第三条の規定に違反して無許可で一般貨物自動車運送事業を経営する者

2 第三十五条第一項の規定に違反して無許可で特定貨物自動車運送事業を経営する者

3 第三十六条第一項前段の規定に違反して無届で貨物軽自動車運送事業を経営する者

② 1)に違反した者は、百万円以下の罰金に処すること。

2 無許可経営等原因行為への対処

(附則新第一条の二の二関係)

(1) 国土交通大臣は、当分の間、 貨物自動車運送事業者以外の者による貨物自動車運送事業の経営(以

- 係行政機関の長に対し、当該荷主等に関する情報を提供することができること。 下「無許可経営等」という。)の原因となるおそれのある行為(以下「無許可経営等原因行為」と いう。)を荷主その他の者(以下「荷主等」という。)がしている疑いがあると認めるときは、
- (2)国土交通大臣は、 当該荷主等に対し 当分の間、 無許可経営等原因行為をしないよう要請することができること。 荷主等が無許可経営等原因行為をしているおそれがあると認めると
- (3)とができること。 な理由があると認めるときは、 国土交通大臣は、 当分の間、 当該荷主等に対し、 荷主等が無許可経営等原因行為をしていることを疑うに足りる相当 無許可経営等原因行為をしないよう勧告するこ
- (4)国土交通大臣は、 ③による勧告をしたときは、 その旨を公表するものとすること。
- (5)の実施について、 関係行政機関の長は、 国土交通大臣に協力するものとすること。 荷主等による無許可経営等原因行為の効果的な防止を図るため、 (2) 及び(3)
- (6) 為に該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、 地方実施機関は、 当分の間、 無許可経営等をする者に対する荷主等の行為が無許可経営等原因行 その事実を国土交通大臣に通知するものとす

第二 貨物自動車運送事業法の一部改正

(第一条関係)

(改正法第二条関係)

一 目的規定の改正

貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることについて、貨物自動車運送事業に従事

する者の労働環境の適正な整備に留意しつつ行うべきことを明記すること。

二 許可の更新制度の導入等に関する事項

1 許可の基準の追加

(第六条新第三号の二関係)

般貨物自動車運送事業の許可の基準として、現行法の輸送の安全に関する基準及び四2の労働者

の適切な処遇の確保その他の事業の適確な遂行に関する基準を遵守してその事業を遂行することその

他法令の規定を遵守してその事業を遂行することが見込まれることを追加すること。

2 許可の更新制度の導入

(新第六条の二関係)

(1) 一般貨物自動車運送事業の許可は、国土交通省令で定めるところにより五年ごとにその更新を受

けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこと。

- (2)効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、 日までに当該申請に対する処分がなされないときは、 ①の許可の更新の申請があった場合において、 (1)の期間 なおその効力を有すること。 従前の一 (以下「有効期間」という。) の満了の 般貨物自動車運送事業の 許可 は、 有
- (3)の日の翌日から起算するものとすること。 ②の場合において、①の許可の更新がなされたときは、その有効期間は、 従前の有効期間の満了
- (4)許可の更新に関する事務の一部を行わせることができること。 国土交通大臣は、 別に法律で定める独立行政法人に、国土交通省令で定めるところにより、 (1)
- (5)許可の申請、欠格事 由及び1を含む許可の基準の規定は、①の許可の更新について準用すること。

三 適正原価に関する事項

運賃及び料金に係る適正原価

1

(新第九条の二及び第六十八条関係)

(1) 人当たりの賃金の額の平均額を踏まえた人件費、減価償却費、輸送の安全確保のために必要な経費、 国土交通大臣は、 貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金について、燃料費、全産業の労働者一

委託手数料、 事業を継続して遂行するために必要不可欠な投資の原資、 公租公課その他の事業の適

正な運営の確保のために通常必要と認められる費用であって国土交通省令で定めるものを的確に反

映した積算を行うことにより、 貨物自動車運送事業の適正な運営を図るための原価を定めることが

できること。

(2)国土交通大臣は、①の原価(以下「適正原価」という。) を定めたときは、遅滞なく、これを告

示しなければならないこと。

(3)

国土交通大臣は、①による適正原価の設定については、運輸審議会に諮らなければならないこと。

2 適正原価を下回る運賃及び料金の制限

(新第九条の三関係)

(1) 般貨物自動車運送事業者は、 12による適正原価の告示があった場合においては、 自らが引き

受ける貨物の運送に係る運賃及び料金が当該適正原価を下回ることとならないようにしなければな

らないこと。

(2)一般貨物自動車運送事業者は、1⑵による適正原価の告示があった場合において、自らが引き受

ける貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用するときは、その利用する運

送に係る運賃及び料金が当該適正原価を下回ることとならないようにしなければならないこと。

1 労働者の適切な処遇の確保

(新第二十四条の六関係)

般貨物自動車運送事業者は、 国土交通省令で定めるところにより、 その事業用自動車の 運転者そ

の他の労働者が有する知識、 技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その

他 の労働者の適切な処遇を確保するために必要な措置を実施するものとすること。

2 事業の的確な遂行に関する事項の追加

(第二十五条第一項第二号関係)

般貨物自動車運送事業者が国土交通省令で定める基準を遵守すべき事項として、 適正原価を下回

らない額での貨物の運送の受託及び委託並びに労働者の適切な処遇の確保を追加すること。

五 準用対象の追加等

(第三十五条、第三十六条、第三十七条及び第三十七条の二関係)

特定貨物自 動車運送事業者、 貨物軽自動車運送事業者、 第一種貨物利用運送事業者及び第二種貨物利

用運送事業者に係る準用規定等について、二から四までの事項に関し必要な規定の整備を行うこと。

第三 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

2 その他所要の規定の整備を行うこと。

(改正法附則第一条関係)

貨物自動車運送事業法施行令の一部を改正する政令案要綱

1 運送契約に係る書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続等 運送契約に係る書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続に 係る規定について、第一種貨物利用運送事業者及び第二種貨物利用運送事業者に準用す る場合における方法を定める。(第一条及び第二条関係)

2 施行期日

この政令は、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和七年法律第六十号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和八年四月一日)から施行する。(附則関係)

号

貨物自動車運送事業法施行令の一部を改正する政令

内 閣 は、 貨物自動車運送事業法 (平成元年法律第八十三号)第三十七条第一項及び第三十七条の二第三項

において準用する同法第十二条第三項及び第二十四条第三項の規定に基づき、 この政令を制定する。

貨物自動 車 運送事業法施行令 (令和七年政令第二十二号) の一部を次のように改正する。

第 一条第 項 中 「第十二条第三項」の下に「(法第三十六条第二項、 第三十七条第一項及び第三十七条の

|第三項において準用する場合を含む。 以下この条において同じ。)」 を加え、 「同条第一項」を 「法第十

二条第一項(法第三十六条第二項、第三十七条第一項及び第三十七条の二第三項において準用する場合を含

「同条第三項」を「法第十二条第三項」に改め、同条第三項を削る。

む。)」に、

第二条第四項中 「第三十七条第一項において」の下に「第一種貨物利用運送事業者について」を加え、

般貨物自 動車 運送事業者」 とあるのは」を 「一般貨物自動車運送事業者」とあるのは、 _ に改め、

第一 項中 般貨物自動車運送事業者が」とあるのは 第一 種貨物利用運送事業者が」と、 第二項中 般

貨物自動車運送事業者は」とあるのは 「第一種貨物利用運送事業者は」と」を削り、 同条に次の一項を加え

5

第一項及び第二項の規定は、法第三十七条の二第三項において第二種貨物利用運送事業者について法第

二十四条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「他の

般貨物自動車運送事業者」とあるのは、 「一般貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業

者」と読み替えるものとする。

附則

この政令は、 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律 (令和七年法律第六十号)附則第一条第二号に

掲げる規定の施行の日(令和八年四月一日)から施行する。

又は第二種貨物利用運送事業者が相互に交付する運送契約に係る書面に記載すべき事項の電磁的方法による 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、真荷主及び第一種貨物利用運送事業者

提供の承諾に関する手続を定める必要があるからである。

目次

貨物自動車運送事業法施行令(令和七年政令第二十二号)(抄) ---

0

$\overline{}$
傍線
D D
(V)
部
分
ノリ
は
改
正
部
分
$\overline{}$

種貨物利用運送事業者について法第二十四条第三項の規定を準用4 第一項及び第二項の規定は、法第三十七条第一項において第一2・3 (略) 第二条 (略) (法第二十四条第三項の規定による承諾に関する手続等)	(法第十二条第三項の規定による承諾に関する手続等) (法第十二条第三項の規定による承諾は、法第十二条第一項及び第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による承諾は、法第十二条第一項 (法第三十六条第二項、第三十七条第一項及び第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。)が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る契約の相手方に対し法第十二条第三項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該契約の相手方から書面又は電子情報処理組織を使用する方法での他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるもの(次項において「書面等」という。)によって得るものとする。 2 (略) (削る)	改正案
二十四条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場4 第一項及び第二項の規定は、法第三十七条第一項において法第2・3 (略) 第二条 (略) (法第二十四条第三項の規定による承諾に関する手続等)	第一条 貨物自動車運送事業法(以下「法」という。)第十二条第三項の規定による承諾は、同条第二項において「契約当事者」という。)が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る契約の相手方に対し同条第三項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法であって国土交通省令で定めるもの(次項において「書面る方法であって国土交通省令で定めるもの(次項において「書面る方法であって国土交通省令で定めるもの(次項において「書面る方法であって国土交通省令で定めるもの(次項において「書面の規定を準用する場合について準用する。 第一項中「同条第一項」とあるのは、「法第三十六条第三項の規定は、法第三十六条第二項において「書面等」という。)第十二条第三項の規定による承諾に関する手続等)(法第十二条第三項の規定による承諾に関する手続等)	現

えるものとする。
自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者」と読み替項中「他の一般貨物自動車運送事業者」とあるのは、「一般貨物する場合について準用する。この場合において、第一項及び第二

5 第一項及び第二項の規定は、法第三十七条の二第三項において
第二種貨物利用運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者」と読
第二種貨物利用運送事業者について法第二十四条第三項の規定を
第二種貨物利用運送事業者について法第二十四条第三項において

利用運送事業者」 者は」 貨物自 合におい とあるのは 運送事業者」 と読み替えるものとする。 動 て、 車 運送事業者は」 第一 第 一般貨物自動車運送事業者又は他の第一項及び第二項中「他の一般貨物自動車運 種貨物利 第 用運送 とあるの 項 中 事業者が」 般貨物自動 は 第 لح 種貨物利用運送事 車 平運送事! 第 項 中 ・業者が」 運送事業 種貨物 業般

(新設)